

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第25回）議事概要

1 日時

平成26年11月13日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），竹之内明，龍岡資晃，
榊井成夫，三浦守

（オブザーバー）

合田悦三（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

戸倉三郎事務総長，今崎幸彦刑事局長

4 進行

（1）戸倉事務総長あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった戸倉事務総長から，あいさつがあった。

（2）裁判員裁判の実施状況について

今崎刑事局長から，資料2ないし4に基づき，平成21年5月21日から平成26年5月末までの制度施行後5年間の状況を中心に，裁判員裁判の実施状況について説明があった。

（椎橋座長）

事務局からの説明を受けて，委員の感想や意見を伺うこととしたい。まず法曹実務家の観点からはいかがか。

（三浦委員）

二点申し述べたい。まず，審理期間について，公判前整理手続をできる限り

迅速かつ充実したものとするため、この5年間あらゆる取組をしてきた。公判前整理手続のスタート地点となる証明予定事実記載書面を、公訴提起後2週間以内にできる限り早く提出し、その後の手続を円滑にするよう努めてきた。また、証拠の任意開示を積極的に行うことで、公判前整理手続を迅速に進め、充実した適切な争点・証拠の整理が行われるようにしている。しかし、同手続の期間は高止まりしており、なお課題はあるものと認識している。引き続き裁判所や弁護士と協力しながら努力を続けていきたい。また、裁判のわかりやすさは刑事裁判の根幹に関わり、とりわけ重視している。裁判員経験者アンケートでは、検察官の法廷活動について、それなりにわかりやすいと評価していただいている数字が出ているが、特に否認事件についてはわかりにくいという回答が一定数ある。証人尋問や被告人質問でそれなりに複雑なやりとりが出てくることは避けがたいが、尋問技術の向上を図り、わかりやすい充実した裁判を実現できるよう、引き続き努力していきたいと考えている。

(竹之内委員)

日弁連では、本年5月21日に会長声明を発出した。そこでは、裁判員制度は概ね安定した運用がされており、国民に着実に根付いたことを基本として、裁判員が職務に熱心に取り組み、水準の高い裁判を実現していること、直接主義・口頭主義が実質化され、調書偏重の裁判の在り方の変革の契機になったことを特に評価している。今後の課題として、一つは、裁判員の辞退率が上昇傾向にあることがあり、この点について弁護士会としても努力していきたいと考えている。もう一つの課題は、当事者である弁護士が的確に役割を果たすことがより求められている中で、弁護士の法廷活動がわかりにくいという厳しい指摘があることである。防御側という立場にあることも一因であるとは思いますが、弁護士会としては厳しく受け止めており、各種研修等の取り組みを進めていきたい。

(合田オブザーバー)

選任手続期日の出席率低下と辞退率上昇の傾向が変わらない点については、深刻に受け止めている。裁判員制度自体の認知度合いは高まっているが、裁判員の職務の実際についての理解が広まっていない。裁判員の職務の実際を知りたいとのニーズは確実にあると思うので、広報活動にも積極的に取り組みたい。公判前整理手続については、日程が動かない程度に審理計画が固まった段階で、公判前整理手続を終結させないまま、候補者の呼出し手続に入る現在の運用からすれば、それ自体はそう短縮化するとは考えていないが、検察官が任意開示に積極的に応じるようになったことや、早期の打合せ実現による法曹三者のスケジュール感の共有の促進、期日の仮予約の活用等によって、公判前整理手続の実質的な進行は早まっているというのが実感である。東京地裁では、自白事件では、追起訴等の事情がない限り、大部分の事件は、起訴から180日以内に判決に至っている。このような対策は、遅延事案の原因分析を繰り返して行う中で生まれてきたものであり、今後、全国的にこのような取り組みを広げて、平均審理期間の改善を図る必要があると考える。証拠調べの内容の面では、自白事件における証人尋問の実施は着実に広がっているという認識を持っているが、今後も一層方向性の定着に向けて、法曹三者で意見交換しつつ、実施を拡大していきたい。審理内容の分かりやすさが、平成24年と比べて、25年と26年で改善しているのは、このような取り組みや、冒頭陳述のコンパクト化等により裁判員の関心を証拠調べに集中させる取り組み、証拠の厳選、行為責任の考え方を踏まえた量刑面の主張・立証等が進みつつあることの成果と受け止めており、今後も努力を継続したい。評議については、裁判所内部で「量刑評議の在り方」の検討に積極的に取り組んでおり、考え方が相当共有化されてきている。行為責任の考え方と公平の要請を踏まえつつ、個々の事件における「相応しい刑」とはどのようなものであり、そのように考える理由がどこにあるのかを評議で十分に議論し、それを判決の理由にきちんと示すというスタンスで、今後も取り組んでいきたいと考えている。

(椎橋座長)

他の委員からのご意見・ご感想はいかがか。

(今田委員)

出席率が低下し、辞退率が上昇していることについては、制度の根幹に関わる問題という印象を持っている。出席率や辞退率の5年間で10ポイント以上という変動には、構造的な問題があるのではないか。原因は様々な仮説があり得るが、有識者としての知恵を出し合って、検証していかなければならないと思う。また、審理期間の長期化については、出席率や辞退率にも影響してくる問題である一方で、裁判の内容の充実にも関係する面もあり、審理期間の長期化を一方向的に悪く捉えることもできないというディレンマがある。

(内田委員)

平均開廷回数に変化がない一方で、実審理期間は延びていることは、丁寧な評議が行われていて、裁判員の方々が納得のいくまで議論ができていることを示しており、そのことが、裁判員経験者アンケートで、やってみて良かったとの回答が多くなっていることとも関連しているのではないか。また、弁論のわかりにくさで、弁護人の反証がわかりにくいという比率が高いが、検察側と比較して、反論する立場の弁護人は大変難しいことをやっているからであろうと思うが、弁論技能の向上に努めていっていただきたいと思う。さらに、メンタルヘルスサポート窓口は設置して良かったと思う。裁判員にとっては、裁判で緊張し、難しい事件に関わった上で、心身に不安が出ていることの表れではないかと思う。もやもやとした不安な症状を電話等で相談できればいいが、相談件数は氷山の一角ではないか。裁判終了後に、3分から5分程度でいいので、裁判員が自分なりに振り返りを行う時間を設けてもいいのではないか。東日本大震災で津波被害による遺体収容の作業に従事した自衛官が、作業がきつく眠れない状況にあったが、収容作業後、グループでその日を振り返る会話をすることで、もやもやとした考えを可視化し、眠れるようになったという経験談を

聞いている。言葉は、記憶を留めるピンとなる役割、記憶を思い起こす釣り糸としての役割のほか、頭の中でもやもやしたものを形にする彫刻刀の役割もする。もやもやしたものを可視化してみると、落ち着いた形で乗り越えられるのではないかと思う。

(合田オブザーバー)

判決後、裁判員の皆さんと感想などを話し合うようにしている。特に重大な結論を下した事件では必ずやっていると思う。皆さんと十分に話し合った末に至った結論なのであり、その重みを一人で背負い込む必要はないのだということを理解してもらったり、感想や気持ちを言い合うということをやっている。また、メンタルヘルス相談窓口はあるが、何かあったら遠慮なく裁判長に連絡をしてほしいとも話している。ただいま、一人で個別に振り返ることの効用についてご示唆があったが、今後の参考としたい。

(酒巻委員)

日程が動かない程度に審理計画が固まった段階で、公判前整理手続を終結させないまま、候補者の呼出し手続に入る現在の運用は、利点はどのような点にあり、どの程度広まっているのか。

(今崎刑事局長)

公判審理期日は連日的にとらなければならない、検察官・弁護人ともにまとまった期日を確保することが容易ではないことから、早期の段階で日程を確保することで、迅速に公判審理に入ることができるという利点がある。また、このような運用は、全国的に行われているものと思う。

(酒巻委員)

量刑評議の在り方に関する議論も行われているとのことだったが、それも全国的に行われているのか。

(今崎刑事局長)

全国的に行っており、たとえば先日も、各地の裁判員裁判実施庁の裁判官が

集まり、司法研修所で量刑評議の在り方等を巡って議論を行う研究会を行った。

(酒巻委員)

広報の必要性の話が出たが、制度施行当初は各地で判決後、記者会見の要望があり、記者会見や報道も加熱していた。現在は全国的にどのような状況になっているのか。

(今崎刑事局長)

制度施行当初は、記者クラブからほぼ全事件について、裁判員に対する記者会見の要望が出されたが、今は、事件を選別して希望されることがほとんどではないかと思う。また、一部の著名事件を除けば、参加する記者数も減少しているのではないか。

(酒巻委員)

以前は、記者会見が広報的な役割も果たしていたと思うが、最近では新聞でもあまり報道されていないので、裁判所が広報の在り方を考えることは理解できる。

(3) 裁判員法を改正する法律案について

今崎刑事局長から、資料5に基づき、裁判員法を改正する法律案の概要について報告がされた。

(4) 裁判員制度広報の在り方について

(今崎刑事局長)

裁判員制度施行前には、大規模かつ広範に広報活動を行ったが、裁判員制度施行後は広報スタンスを変更し、規模を大幅に縮小して各庁の実情に応じて無理のない範囲で説明会等を行うようになった。しかしながら、裁判員制度が施行されてから5年が経過した現在においても、裁判員経験者の9割を超える方々が、裁判員裁判に参加したことは得難い経験であったと評価する一方で、一般国民の多くが参加に消極的な意向を示しており、このような状況を改善していくため、広報活動の強化を図っている。各地裁では、効果的な出前講義に

ついて工夫して実施しているところであり、例えば、東京地裁では、裁判員経験者に個別に声掛けをして実施する裁判員経験者と共同の出前講義を、大阪地裁では、裁判官が出前講義をする「裁判員制度出張説明会」や裁判所庁舎で行う「ふれあい見学会」を実施していると聞いている。なお、裁判員候補者の出席率が低下しているが、その原因について事務当局で検討したところ、三点ほど考えられるように思う。一点目は、審理予定日数との関係で、審理予定日数の増加傾向が、出席率低下傾向の一因となっていることが統計上窺われる。二点目は、雇用を巡る社会情勢の変化が考えられる。辞退率は平成22年以降断続的に増加しているところ、当初これを押し上げていたのは、「70歳以上」や「学生」等の定型的辞退事由による辞退申出社の増加にあったと考えられるが、平成23年以降は、その辞退申出者数の増加は収束したように見える。そこで、その後の辞退事由ごとの辞退率の推移を見ると、「事業における重要な用務」（法16条9号八）の増加が大きいことから、仕事上の理由により刑事裁判への参加を回避する方の割合が増加していることが窺われ、経済動向及びそれによって影響を受ける就業状況、労働環境の変化が影響をしている可能性があるが、なお結論を得るには至っていない。三点目は、毎年実施している意識調査・Q3の結果に照らすと、国民の制度に対する関心の度合いの低下による影響が考えられる。いずれにしても、最高裁としては、裁判員広報活動の状況を注視しながら、必要に応じて参考となる情報提供等の支援を行っていくことを考えている。

（合田オブザーバー）

東京地裁では、今年8月以降、新たに実施される裁判員裁判で裁判員等を務めていただいた方々に、勤務先その他の場で、知り合いの方に集まっていたいて、裁判員を務めた感想等を話していただき、併せて、一緒に事件を担当した裁判官からも説明や質疑応答をする機会を持たせていただけないかとの声かけをしている。10月に、裁判員経験者の所属する会社2社で受け入れてい

ただき、概ね1時間程度の時間をいただいた。パワーポイントやDVDを用いて、予め裁判所側で用意した説明資料を基に、経験者に感想・経験等を適宜語っていただきながら説明を行い、その後、質疑応答を行った。説明事項は、裁判員制度の概要、裁判員選任のプロセス、公判審理の概要、精神的負担、守秘義務等についてであった。経験者に話していただいたのは、呼出状を受け取ったときの感想、上司に相談したタイミング、職場での対応や休暇制度、仕事の調整の実際、体調管理や気をつけたこと、公判中大変だったことや辛かったこと、法廷でのやりとりの分かりやすさ、被告人に質問したときの気持ち、休み時間・裁判所を出てからの時間・休みの日の過ごし方、評議の感想、裁判員を務めての感想、これから裁判員候補者として呼び出される人へ伝えたいこと等である。参加者からは、裁判員制度が始まって刑事裁判はどのように変わったのか、旅費や日当の関係、選任手続期日における抽選方法、海外出張や新婚旅行等の事情は配慮されるのか、裁判員の安全対策、刑の決め方、裁判に必要な日数、高齢者も裁判員になるのか、少年事件も裁判員裁判の対象となるのか等の質問のほか、裁判官の男女比や日本で懲役100年といった判決が出ない理由等の裁判制度一般に関する質問もあった。東京地裁では、更に、本年12月に、本庁と立川支部で各1件の開催を予定しているが、その後も開催回数の増加を図りたい。

(内田委員)

心理学の分野でも、心理学人気の陰りに危機感を持ち、全国の高校で高校生講座を展開しているが、非常に手応えを感じている。各地で授業の上手な教授に、「科学としての心理学」について講義をしていただいている。裁判員裁判についても、実際に裁判を経験された裁判員や裁判官が高校に出前授業に行くことは、迂遠のようであるが、高校生はあと3年もすれば裁判員になれるので、歴史教育や政治学の一環として、全ての高校で出前講義はできないか。15分程度のモデル裁判のDVDを作り、裁判員制度の意義や、裁判員経験者アンケ

ートを踏まえた5年間の成果のほか、良く聞かれる質問への応答を入れて配布するなどして、出前講義を実施することができると思う。

(合田オブザーバー)

我々が出前講義の機会をいただけるようお願いしているところは会社に限るものではなく、サークルやPTA等いろいろあり得る。中高生は裁判傍聴に来ることも多く、東京地裁では若手の裁判官から説明するなどして対応している。

(榊井委員)

私は、裁判所が行う広報について、反対するものではないが、やや冷静に見ている。意識調査で、裁判員制度への関心が現在は低下していることに、過敏に危機感を持つまでの必要はないのではないか。むしろ日弁連やマスコミが自発的に取り上げ、裁判所はこれを側面から支援するという形の方が良いのではないかと思う。裁判は一つでも間違ると、どのようなことになるものか、という裁判の性質を考えると、一歩引いた観点から、慎重な対応も必要ではないか。

(龍岡委員)

私は、裁判所にもまだまだできることはあるのではないかと思う。義務教育の過程でも、法教育の一環として裁判員制度についても話せる機会があると良いと思う。可能であれば、裁判員経験者が裁判官と一緒に行って話をすることなども効果的であり、法曹三者が協力してそのような場を作ることもいいのではないか。私が所属する弁護士会では、少年事件について模擬的な審判をする企画があり、学校からの需要がある。裁判員制度についての広報活動は、今後とも長い目で取り組んでいく必要があるのではないかと思う。

(椎橋座長)

裁判員を経験する前は参加意欲が低かったが、経験後は積極的な評価になっているという、裁判員の経験の前後でギャップがあり、これをどう埋めるかという問題意識から、出前講義は良いツールだということが出てきたものだと思います。

う。法教育については、弁護士会も積極的に取り組まれてきたのではないかと
思うがいかがか。

(竹之内委員)

東京弁護士会のケースをご紹介したい。委員会活動の中で法教育センターと
いうもの設けており、裁判員裁判を含めて、多岐にわたるメニューを用意した
上で、小中高校に出前講師を派遣しており、昨年は134件に派遣した。法曹
三者が協力して、法教育の観点から取り組みをしてもいいのではないか。

(今田委員)

今の時点で、もう少し広報活動をやるべきだと思う。裁判員候補者の出席率
の低下に加えて、意識調査・Q3の経年変化は、平成22年を頂点に司法への
関心が低くなっていることを示している。国民に関心を持たれないというこ
とは、国民参加の制度にとってはかなりクリティカルな問題だろうと思う。制度
が定着してきた中で、国民の関心が薄れ、とりわけ仕事を持っている人たちに
っては辞退に結びつく状況にあるのではないか。裁判所の広報は、どちらか
というと、裁判員になっても心配ないというネガティブな情報を中心に行って
いるが、国民を取り入れてこれだけの大きな成果を果たしていることを、もう
少し分かりやすく、納得してもらえる形で広めるポジティブな情報発信が必要
であろう。

(酒巻委員)

個別の事件を巡り、裁判員裁判は大変だというネガティブな報道が目立つが、
これに対して最高裁としても慎重に考えた上で、コメントをして対応するとい
う、危機管理的広報にも、注意しておかなければならないのではないか。

(椎橋座長)

裁判所の広報については榊井委員も反対というわけではなく、裁判官の出方
には慎重な配慮が必要だというご意見だと思う。各委員のご意見も参考にして
いただきながら、事務局では今後の広報活動に活かしていただきたい。

(5) 裁判員制度の運用に関する意識調査について

今崎刑事局長から、裁判員制度の運用に関する意識調査の質問項目に、国民の裁判員裁判への関心を高め、参加意欲を向上させるために必要なことは何かを問う質問を加える案について、検討していることが説明された。

(内田委員)

辞退者の中では、経済的な理由で辞退される方が多いようであるが、派遣社員など非常勤として雇用される方が多い中、パート労働者が最も大変な状況にあると思う。そのような働き方をしている人にとっては、裁判員の日当では間に合わない。欠勤による手当削減に対する経済的補償の仕組みを取り入れることなど、具体的な方策を念頭に尋ねてはどうか。

(竹之内委員)

市民団体からいただいた提言では、裁判員経験の共有化のために、守秘義務の緩和が必要ではないかとの指摘もあったが、そのような点を質問に盛り込むことは考えられないか。

(榎井委員)

国民の参加意欲が低いことを前提に質問を組み立てるのではなく、実際に裁判員を経験された方は、良い経験だったとこれだけ言っているけれども、未経験の方は参加意欲が低いため、参加意欲を高めるにはどうしたらよいかという問い方をすべきである。また、そのような調査の結果を踏まえて、考えられる方策について、十分に吟味した上で質問を作り込む必要がある。

(椎橋座長)

参加意欲を高めるには何が必要かという観点で意見が出されたが、このような意見も参考にしながら、事務局においては、今後さらに検討を進めていただきたい。

(6) 次回以降の予定等

(戸倉事務総長)

裁判員制度の広報活動は、当初、何を伝えるべきかについて議論があり、負担の実情を伝えることが重要と考えられたが、その後、もう少し前向きな情報発信が必要ではないかという議論に変わった。本日のご議論も、広報の色々な側面から指摘があったが、たとえば、審理日数の伸びに影響している評議の充実は大切であるが、だから仕方がないのだと簡単に割り切るのではなく、負担の少ない、より合理的な審理の在り方を考えながら、併せてキャンペーンをしていくことも大事かと思う。いただいたご意見を、広報活動その他の制度の運営に参考にさせていただきたい。

次回の懇談会は来年5月頃に開催する予定とし、具体的な日程については追って調整することとされた。